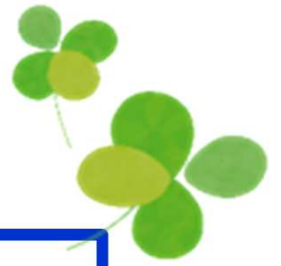




犯罪被害者等への理解を深めるために



誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族または遺族の多くは、十分な支援を受けられず、社会において孤立してしまうなど、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠けた対応による間接的な被害に苦しめられることもあります。犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等を支える目的として紀の川市犯罪被害者等支援条例（令和6年4月1日）を制定しました。

基本理念

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

市の責務

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との役割を踏まえつつ、総合的かつ体系的に支援を行う責務を有する。

市民等の責務

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 紀の川市危機管理部 危機管理消防課

〒649-6492 紀の川市西大井338番地

TEL : 0736-77-2511 E-MAIL : k130100-001@city.kinokawa.lg.jp

条例に基づく主な支援施策の概要

相談及び情報の提供等

犯罪被害を受けた人などからの相談や問い合わせに対し、各種支援制度のご案内や関係機関のご紹介などを行います。

【相談窓口】

紀の川市危機管理部 危機管理消防課

TEL:0736-77-2511

相談日時：月～金曜日

午前8時45分～午後5時30分

(祝休日、12月29日～1月3日を除きます。)

経済的負担の軽減

犯罪行為により被害に遭われたご本人、そのご遺族に対して応急的な経済的支援として支援金を支給します。

遺族支援金：30万円

傷害支援金：10万円

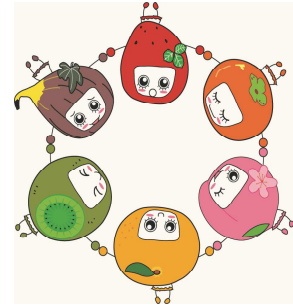
※支援金は、死亡や重傷病の犯罪被害に遭われた犯罪被害者等が対象となります。
一定の要件がありますので、詳細については表面の問い合わせ先にご相談ください。

居住の安定

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を行います。

転居費用助成金：20万円（上限）

※同一の犯罪被害について1回までとします。
一定の要件がありますので、詳細については表面の問い合わせ先にご相談ください。



関係機関の相談窓口

名称	電話番号	備考
岩出警察署	0736-63-0110 (代表)	【主な業務】 犯罪被害相談 【相談日等】 24時間（夜間、土日祝日、年末年始は、当直員が対応します）
公益社団法人 紀の国被害者支援 センター	073-427-1000	【主な業務】 犯罪被害者相談全般 裁判、病院、弁護士相談等への付添い等 【相談日等】 月～金曜日 10:00～16:00 土曜日 13:00～16:00